

令和8年度台湾市場向けプロモーション事業業務委託に関する質問への回答

	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 5 業務の内容 (1) WEB/SNS 媒体を活用したデジタルプロモーションの実施 イ	「効果的な既存の WEB/SNS 媒体等を選定」とあるが、SNS 媒体を選定した場合の「特集ページの作成」とは、選定した SNS における写真/動画投稿が該当するという理解でよいか。それとも、情報集約先として別途独立した「特集ページ(投稿内容をまとめたランディングページなど)」を新規で作成する必要があるか。	台湾マーケットにおいて訪日旅行を計画している「旅行見込み客」に訴求する効果的な媒体として選定した WEB/SNS 内に、独立して埼玉県の情報を集約した「特集ページ」を掲載する、という形を想定しております。独自提案として、「特集ページ」の他にも写真/動画を投稿することをご提案いただくことは可能です。
2	仕様書 9 委託業務実施にあたっての留意事項	(9) 投稿記事及び画像については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用する場合において受託者及び投稿者本人の許可なく利用できるものとし、協議会員である自治体が成果物を使用する際に、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。 上記で定める内容に関して、現地取材で撮影した写真のうち、記事で使用していない写真や、未加工の素材に関して、適用外となる理解でよいか。	お見込みのとおりです。記事で使用していない写真や、未加工の素材については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用することは想定しておりません。

以上